

おもな用語の説明

建築同意	消防が防火の専門家という立場から建築物の火災予防について設計の段階から関与して、建築物の安全性を高めることを目的として設けられている制度で、建築確認申請を受理した建築主事の求めに応じ、消防長又は消防署長が「同意」するものである。
許可同意	建築基準法第43条第1項のただし書きで定められる無接道建築物の建築などについて許可申請を受理した建築主事の求めに応じ、消防長又は消防署長が「同意」するものである。
受理通知	建築確認に係る建築物が住宅で、公共性、安全性等行政関与がなくても設計、施行者により安全性があるとし、同意制度によらず通知されるものである。
計画通知	国・都道府県などが建築主である建築物について、建築確認申請にかかる手続きである。
火薬類	火薬、爆薬、火工品をいう。
製造所	最初に用いる原料が危険物、非危険物であるかを問わず、種々の作業工程を経て製造した最終製品が危険物である対象をいう。
屋内貯蔵所	屋内の場所において危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。
屋外貯蔵所	屋外の場所において特定の第2類及び第4類の危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。
屋内タンク貯蔵所	屋内でタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。
屋外タンク貯蔵所	屋外にあるタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。
地下タンク貯蔵所	地盤面下に埋没されているタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。
移動タンク貯蔵所	車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所をいう。
一般取扱所	危険物を原料として種々の化学反応を伴う等、最終製品が非危険物となるもの。また、貯蔵するタンクに付属する注入口等の部分において、1日に指定数量以上取り扱うものをいう。
給油取扱所	固定した給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所をいう。